

経済産業省

20180129産第4号
平成30年1月31日

計量行政審議会
会長 内山田 竹志 殿

経済産業大臣 世耕 弘成

計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問
します。

同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、
別紙の内容を追加すること如何。

諮問の内容

- | | |
|------------|-------------|
| 1 . 分光全放射束 | 校正等の実施 |
| 2 . 標準物質 | 標準物質の値付けの実施 |

1 . 分光全放射束

国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管する自己校正測定装置、比較受光器、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、配光測定装置及び分光放射輝度照度測定装置による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器
経済産業大臣 （ただし、法第 1 6 8 条の 2 の規定により国立研究開発法人産業技術総合研究所）	分光全放射束標準光源であって、校正範囲が波長において 360 nm 以上 830 nm 以下のもの

2. 標準物質

(1) フェノール類 6 種混合標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第 1 3 5 条第 1 項）
フェノール類 6 種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	フェノール類 6 種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び2,4,6-トリクロロフェノールの各濃度が 1 g/L のもの

(2) かび臭物質 2 種混合標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第 1 3 5 条第 1 項）
かび臭物質 2 種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	かび臭物質 2 種混合標準液のうちメタノール希釈のものであって、ジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオール各濃度が 0.1 g/L のもの

(3) 八口酢酸 4 種混合標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第 1 3 5 条第 1 項）
八口酢酸 4 種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ハロ酢酸4種混合標準液のうち <i>t</i> -ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びブromo酢酸の各濃度が1 g/Lのもの

(4) 銀標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第135条第1項）
銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第135条第1項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	銀標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

(5) 亜塩素酸イオン標準液

特定標準器による校正等に用いる特定標準物質

特定標準物質（法第 1 3 5 条第 1 項）
<p>亜塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの</p>

の特定標準物質を用いた特定標準器による校正等の実施

校正等の実施（法第 1 3 5 条第 1 項）	
校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が1 g/Lのもの

平成 30 年 2 月 2 日

計量行政審議会

計量標準部会長 高増 潔 殿

計量行政審議会

会長 内山田 竹志（署名）

諮問「計量法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について」の付託について

別紙のとおり、平成30年1月31付け20180129産第4号をもって経済産業大臣から計量行政審議会長に諮問がなされたので、計量行政審議会運営規定第8条に基づき、下記のとおり本諮問を計量標準部会に付託します。

記

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 分光全放射束 | 校正等の実施 |
| 2. 標準物質 | 標準物質の値付けの実施 |